

受験番号	
------	--

産業衛生専攻医認定試験にあたっての注意事項

- 1) 試験問題は○×方式の100題です。
- 2) 試験時間は60分です。
- 3) 解答用紙に受験番号を記入してください。
- 4) 試験終了後にこの冊子は回収します。

第 38 回 産業衛生専攻医認定試験

試験問題

2026 年 5 月 30 日

日本産業衛生学会専門医制度委員会

1. 事業者は常時 50 人以上の労働者を使用するに至った日から 1 ヶ月以内に産業医を選任しなければならない。
2. 事業の実施を統括する者は当該事業場の産業医に選任する事はできない。
3. 嘱託産業医の委任契約において、産業医の要件等一定の基準を満たす者であれば再委託する事ができる。
4. 衛生委員会の議事録は5年間保存することが義務付けられている。
5. 事業者は産業医から勧告を受けた場合、その内容を衛生委員会等に報告しなければならない。
6. 労働衛生に関する政令として、「有機溶剤中毒予防規則」「特定化学物質障害予防規則」等がある。
7. ストレスチェックについて、労働者には受検義務はない。
8. 農業、水産業の従事労働者には、法定労働時間は適用されない。
9. 常時 1000 人を超える労働者を使用する事業者は、衛生管理者のうち少なくとも 1 人は専任としなければならない。
10. 医師は事業場において、衛生管理者として選任する事はできない。
11. 50 人以上の労働者がいる全ての事業場は、安全衛生委員会を設けなければならない。
12. 作業主任者は、対象の有害業務が交替勤務の場合には、各班からそれぞれ選任し、作業場に掲示されなければならない。
13. 製造等禁止物質、製造許可物質は、特定化学物質障害予防規則により定められている。
14. マンガンのばく露により生じる健康障害には、パーキンソン様症状がある。
15. 作業環境測定を作業環境測定士(あるいは作業環境測定機関)が実施しなければならない作業場を「特別作業場」という。
16. 作業環境測定の結果が第 3 管理区分の事業場に対する措置の強化により、事業者には、作業環境の改善の可否および可能な場合の改善方策について、産業医の意見を聴く事が求められるようになった。
17. 「作業管理」は、労働安全衛生法第 65 条の 3 において、「事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない」と規定されている。
18. 労働衛生保護具には、有害物質や酸素欠乏空気から着用者を守る呼吸用保護具が含まれる。

19. 2024 年から、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる事業場では、保護具の選択や保守管理等の業務を行う保護具着用責任者の選任が義務となった。
20. 作業環境測定には、サンプラーを床上の定点に置いて空気中の有害物を採取する A・B 測定と、サンプラーを有害物取扱い作業に従事する作業者の身体に装着して空気中の有害物を採取する C・D 測定がある。
21. 2024 年から始まった化学物質の自律的な管理では、国の定める濃度基準値を超える可能性があるとして推定された場合は、原則として、確認測定を作業環境測定により実施する。
22. 日本産業衛生学会は、有害化学物質のばく露限界値として許容濃度、有害な物理的要因のばく露限界値として許容基準を提案・公表している。
23. 生物学的モニタリングとは、ウイルスや細菌等の病原微生物の検出情報を継続的に確認する事である。
24. 環境空気についての情報が得られていない緊急事態においては、ろ過式呼吸用保護具と給気式呼吸用保護具では、給気式呼吸用保護具を選ばなければならない。
25. 2025 年の職域における熱中症の発生件数(2025 年 12 月末の速報値)について、死亡者数は前年と比べて半減したが、死傷者数(休業 4 日以上)は前年から約 4 割増加した。
26. 2025 年の職域における熱中症の死傷者数(休業 4 日以上)の約 4 割は建設業と製造業で発生している。
27. 職場における熱中症防止のため、リスクに応じた具体的対策を示し、事業者が業種・業態に応じて適切に選択し取り組む事を促す目的で、厚生労働省は「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を発出した。
28. 事業者は、労働者が現在の業務に就業する事で健康状態が増悪する場合には、産業医等の助言に基づき、就業を制限又は禁止する等の措置を検討する必要がある。
29. フォームタイプの耳栓を装着する際、耳の上縁を引っ張ると外耳孔が大きく広がって耳栓がズレやすくなるので、耳には触れずにそのまま押し込む方が良い。
30. 安全(健康)配慮義務を遂行しやすくするために、社内規程等で具体的な配慮内容のパターンを定めておき、運用の際にはそれらからのみ選択する事が推奨されている。
31. 睡眠時無呼吸症候群(SAS)患者では、交通事故および労働災害のリスクが高く、循環器疾患の危険も高い。

32. 運転業務中に事故を起こした運転者がのちに SAS と診断された場合、あくまで私傷病であるため、企業がその責任を追及されるおそれはない。
33. 定期健康診断の結果に基づく就業上の措置を決定する場合は、当該労働者の意見を聴き、了解が得られるよう努力することが望ましい。
34. ハラスメント防止のための責務(努力義務)は事業主に対してだけでなく、役員や労働者個人にも課せられている。
35. 日本での石綿の使用は 2012 年に全面禁止となったが、現在は過去に使用された石綿使用建築物等の解体、改修、処理・廃棄等の作業での直接ばく露、近隣ばく露を含む間接ばく露の防止が重要な課題となっている。
36. 労働者を海外に 10 ヶ月間派遣する事になったため、海外派遣前の健康診断項目から 8 ヶ月前に実施した雇入時健康診断で実施した項目を省略した。
37. 職場のメンタルヘルス対策における産業医の役割として、事業者就業上の配慮に関する意見を述べる事がある。
38. 事業場のメンタルヘルス不調の第一次予防とは、早期発見・早期対応して重症化を予防する事である。
39. ストレスチェックの医師による面接指導で、職場環境改善が望ましい場合、本人と相談のうえ、意見書で会社へ伝える事ができる。
40. 10 人以上のストレスチェックの集団分析では、労働者全員の同意が必要である。
41. メンタルヘルスで長期休業した労働者の職場復帰の対応として、試し出勤制度は円滑な復職に役立つ事が多い。
42. 自殺予防は、プリベンション(prevention)、インターベンション(intervention)、ポストベンション(postvention)の3段階に分ける事ができる。
43. 精神障害・自殺の労災認定の業務起因性の判断要件に、認定基準の対象となる精神障害を発症している事が必要である。
44. ハラスメントに関する雇用管理上の措置は、事業主の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する事が重要である。
45. 相談者から「これってハラスメントですよね？」と相談を受けた場合には、産業医としてハラスメントかどうか言及する。
46. 2026 年現在、COVID-19 は感染症法上、2 類相当の感染症として位置づけられている。

47. 治療と仕事の両立支援への産業医の関わりの 1 つには、労働者・主治医・事業者との情報連携の役割がある。
48. 業務に起因する健康障害を防止するための安全衛生教育は、事業者の責務である。
49. 職場での感染症に関わる法的根拠の 1 つとして、労働安全衛生法第 68 条がある。
50. 感染症の感染経路として、空気感染、飛沫感染、接触感染等があり、空気感染する病原体には結核菌、麻疹ウイルスがある。
51. 感染症対策においては、労働安全衛生マネジメントシステムを活用する事はできない。
52. 労働安全衛生法では事業者に対し、海外派遣労働者への予防接種の実施を義務付けている。
53. 黄熱は感染症法上 4 類感染症で、発症すると致死率が高いことから、サハラ以南アフリカの熱帯地域や南アメリカの流行地域に出張する労働者は、入国時にワクチン接種証明書を求められる場合がある。
54. 海外の感染症情報を提供しているウェブサイトとして、厚生労働省 FORTH がある。
55. 職場におけるエイズ問題に関するガイドライン(1995 年、2010 年改正)において、事業者には、HIV 感染の有無に関する労働者の健康情報について、その秘密の保持の徹底が明記されている。
56. 経済産業省では健康経営銘柄、健康経営優良法人、なでしこ銘柄等を通じて、企業の女性の健康課題への取り組みを促している。
57. 安全衛生に配慮したテレワークが実施できるよう「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」(2021 年改訂、厚生労働省)に作業環境を確認するためのチェックリストが掲載されている。
58. 副業や兼業を行っている労働者の労災保険の給付については、非災害発生事業場の賃金額も合算して算定する。
59. 派遣労働者に対する一般健康診断は、業務を実際に行っている会社である、派遣先の事業場に実施義務がある。
60. 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」(2020 年、厚生労働省)では、「場のリスク」と「人のリスク」という言葉が示されている。
61. 「健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023」を基にすると、身体活動は「生活活動」と「運動」の 2 種類があり、成人版では強度が 3 メッツ以上の身

体活動を週 23 メッツ・時行う事が推奨されている等、産業医として具体的な健康教育や啓発ができる。

62. メタボリックシンドロームは、腹囲が男性 85cm、女性 90cm を超える事を必須条件とし、加えて血糖 110mg/dL 以上、収縮期血圧 130mmHg 以上、血清トリグリセリド 150mg/dL 以上のうち 2 つ以上に該当すれば診断される。
63. 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」(2014 年改訂、国土交通省)は、産業医が事業者に助言するための判断の標準的な対応の手法の解説として、参考となる。
64. 障害のある労働者への合理的配慮の提供に関して、その対象者の障害者手帳の所持の有無については規定されていない。
65. 作業環境における騒音を小さくする対策は、①受音対策、②伝播経路対策、③音源対策に大別されるが、対策の進め方もこの順番に従って行う。
66. 障害者の雇用においては、身体障害者や知的障害者の雇用は精神障害者に比べて、進んでいない。
67. 身体障害者であっても、40 歳以上の労働者は特定健康診査や特定保健指導の対象となる。
68. 事業者が対応すべき法的遵守項目、安全衛生配慮義務項目、企業の社会的責任は、いずれも法的罰則規定がある。
69. 危険・有害業務につかせる時に行う特別教育の結果は、受講者、科目についての記録を作成し、3 年間保存しなければならない。
70. 厚生労働省が要綱で定める安全衛生教育等の対象者は作業者のみならず、経営トップから就職予定者まで含まれる。
71. 寒冷環境では温度と湿度が特に大きな因子であり、2 つの因子を考慮した等価冷却温度が寒冷環境の評価に有用である。
72. 日本救急医学会の「熱中症診療ガイドライン」では症状をⅠ度からⅣ度に分類しており、最重症はⅠ度である。
73. 放射線被ばくによる健康影響のうち、確率的影響に含まれるがんや遺伝性影響は、しきい値がない。
74. 有害放射線にさらされる業務に従事する労働者の健康診断記録は、電離放射線障害防止規則にて 30 年間の保存期間が定められている。
75. 黄りんマッチによる健康障害として顎骨壊死が報告されている。
76. ベンゼンはゴムのり(有機溶剤)としての使用が禁止されている。

77. がん原性物質の取り扱い記録については、15 年間保存する事が義務付けられている。
78. 変異原性とは、発がん性の確からしさである。
79. 電動ファン付き呼吸用保護具は、ろ過式防じんマスクより防護係数が低い。
80. 粉じん作業員に対するじん肺健康診断の実施頻度は、じん肺所見のない者については1年に1回である。
81. 刺激物質誘発職業性喘息は、アレルギー機序を介さない。
82. 頭痛、めまいの自覚症状に続いて進行性の錐体外路症状をきたす職業病は、鉛中毒を疑う。
83. 亜鉛メッキ工場の作業員が集団で悪寒、発熱、筋肉痛、頭痛を訴えた場合は、金属熱を疑う。
84. 尿中デルタアミノレブリン酸濃度は、カドミウムの健康影響指標である。
85. 管理濃度が低く蒸気圧が高い物質は有害性が低い。
86. 許容濃度が設定されていない有機溶剤は有害性が低い。
87. 尿路系器官にがん等の腫瘍を発生するおそれのある物質は「オーラミン等」と区分されている。
88. 歯牙酸蝕症は前歯に発生しやすい。
89. 歯科医師による歯科特殊健康診断においては、実施頻度の緩和は認められていない。
90. 1,2-ジクロロプロパンは特定化学物質障害予防規則第 2 類物質かつ特別管理物質であり、特殊健康診断結果の保管は 5 年間である。
91. 石綿ばく露による石綿肺では、胸部のエックス線検査で両側上肺野に不整形陰影を呈する事が多い。
92. 喫煙と肺がん発生は、石綿ばく露とは独立した因果関係が認められている。
93. 中皮腫は石綿の低濃度ばく露でも発生し、初回ばく露から 30 年以上の長い潜伏期間を要する。
94. 石綿を含む建物の解体工事では、一定の工事の場合は事前の調査結果をあらかじめ労働基準監督署に報告する必要がある。
95. 事務所衛生基準規則では、気積は労働者 1 人当たり 7m³ 以上、一酸化炭素濃度は 100ppm 以下、二酸化炭素濃度は 10000ppm 以下と定められている。

96. 令和 3 年経済センサス活動調査によると、50 人未満の事業場の労働者は全労働者の 28.8%であり、全ての労働者に産業保健サービスを届ける事が産業保健の重要課題となっている。
97. 労働者数が 10 人以上 50 人未満の事業場においては、一定の講習を修了した衛生推進者の選任が義務付けられている。
98. 労働衛生に関するニーズを総合的に満たす事ができる総合労働衛生機関の多くは、全国労働衛生団体連合会が運営する労働衛生サービス評価制度の認定を受け、サービス向上に努めている。
99. 労働衛生コンサルタントには、保健衛生と労働衛生工学の 2 つの区分がある。
100. 全国産業安全衛生大会の開催は、中央労働災害防止協会が行っている。